

令和6年度物価高騰くらし支援 給付金（10万円 / 1世帯）のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、令和6年度物価高騰くらし支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、上尾市で給付金を受給することができます。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

※「令和5年度物価高騰支援給付金」及び「令和5年度物価高騰くらし支援給付金」との二重での受給はできません。また、**令和5年度が住民税非課税、又は住民税均等割のみ課税だった世帯は対象外**です。

※1 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

※2 このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下に該当する世帯に対し、1世帯あたり**10万円**を支給します。

上尾市にお住まいがあり、
令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯

提出書類（①、②は上尾市ホームページからダウンロードができます）

- ① DV等避難者用物価高騰くらし支援給付金申請書（請求書）
- ② 令和6年度物価高騰くらし支援給付金に係る配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書
- ③ DV等避難中であることを明らかにできる書類
- ④ 申請・請求者本人確認書類の写し
- ⑤ 受取口座を確認できる書類の写し
- ⑥ 令和6年度住民税課税（非課税）証明書の写し

※⑥は令和6年1月1日時点で上尾市以外に住民登録がある場合のみ

提出先

上尾市給付金申請受付窓口、
又は福祉総務課窓口（郵送可）

申請期間

令和6年7月10日（水）～
令和6年10月31日（木）当日消印有効

支給の手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

手続き・支給要件等

以下のQ & Aを参考に手続きください。

ご不明な点は、上尾市給付金コールセンターにご相談ください。

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たしている場合には、上尾市から給付金を受給できます。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている場合等

Q 配偶者からDVを受け避難しています。配偶者の扶養に入っている場合、受給できますか？

A 配偶者の扶養に入っている場合でも、DV等避難者は独立した生計を立てている者とみなし、ご自身が要件（DV避難中であることの証明、収入要件）を満たしている場合には受給できます。

Q 避難先の住まいが上尾市にある場合、どのような手続きが必要ですか？

A チラシ表面に記載の提出書類をご用意の上、申請期間内に上尾市給付金申請受付窓口または福祉総務課窓口にて提出して下さい。
申請書及び申出書は、上尾市ホームページからダウンロード、または福祉総務課窓口にて配布します。

 給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

お問い合わせ

【受付時間 平日9:00～17:00】

- ・上尾市給付金申請受付窓口（市役所 1階 101会議室） ☎362-8501 上尾市本町3-1-1
- ・上尾市給付金コールセンター **048-775-3548** 担当 上尾市福祉総務課